

茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金 Q & A

(令和8年3月31日 VOL. 1)

Q 1 令和8年1月1日以前より指定を受け、同一建物内で、就労移行支援及び就労継続支援B型のサービス提供をしているが、支給申請額はいくらになるか。

A 1 この場合、どちらも区分2（通所系）として申請することが可能ですので、就労移行支援16,000円、就労継続支援B型16,000円の計32,000円が支給申請額となります。

Q 2 令和8年1月1日以前より指定を受け、同一建物内で、介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護、地域生活支援事業の移動支援のサービス提供をしているが、支給申請額はいくらになるか。

A 2 同一建物内で、介護保険サービスの提供をしていることは問いませんが、居宅介護と移動支援のサービス提供をしている場合は、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱いますので、区分1（訪問系）として10,000円が支給申請額となります。

Q 3 令和8年1月1日以前より、同一建物内で、児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービス提供をしており、事業所番号は同じであるが、支給申請額はいくらになるか。

A 3 この場合、事業所番号が同じであっても、どちらも区分2（通所系）として申請が可能です。児童発達支援16,000円、放課後等デイサービス16,000円の計32,000円が支給申請額となります。その際、申請書の内訳には、同一の事業所番号でサービス種別ごとに記載してください。

なお、本支援金では、区分1（訪問系）・区分2（通所系）・区分3（入所系）の同区分において、同一の事業所番号で複数のサービスを提供している場合も、それぞれ申請することができます。ただし、同一建物内で、「居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援」のサービス提供をしている場合と、「計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業」のサービス提供をしている場合のみ、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱います。

Q 4 令和8年1月1日以前より指定を受け、共同生活援助（定員10人）のサービス提供をしており、令和8年2月1日を開設日とし定員を5人増やしたが、支給申請額はいくらになるか？

A 4 この場合、定員10人分については3か月分となるため、5,000円×10人＝50,000円、定員5人分については2か月分となるため、5,000円×5人×2か月／3か月＝16,666円、支給申請額は66,666円となります。

Q 5 神奈川県「令和7年度神奈川県社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）」の申請をしたが、茅ヶ崎市の本支援金の申請をしてもよいか。

A 5 県の支援金制度の申請をした場合も、本支援金の申請ができます。ただし、支給要件が一部異なりますので、要綱等をご確認ください。

Q 6 同一法人内に支給対象となる事業所が複数あるが、事業所ごとに申請をすればよいか。

A 6 同一法人内に支給対象となる事業所が複数ある場合は、法人で取りまとめの上、一括して申請してください。その際、申請書の内訳には、原則、事業所番号ごとに記載をお願いします。（5事業所を超える場合は、別紙をご使用ください。）

Q 7 e-kanagawa 神奈川県電子申請システムによる電子申請を行うことができないが、紙による申請をしても構わないか。

A 7 事務処理の効率化のため、e-kanagawa 神奈川県電子申請システムによる電子申請をお願いしておりますが、電子申請を利用できない環境にある場合などは、事務担当へご相談ください。

Q 8 申請者と口座名義人は同一でないといけないか。

A 8 申請者と口座名義人は、原則、同一人となります（役職名も同じ）。申請者と口座名義人が異なる場合には、委任状の提出が必要となります。なお、委任状は、自署か記名押印が必要となります。

Q 9 振込みはいつになるか。

A 9 申請から1か月半程度で振込みする予定です。

Q 10 物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所等への事業継続に向けた支援とのことだが、支援金の使途は限定されているのか。

A 10 本支援金の使途については、光熱費、燃料費、食材費又はその他の費用の高騰分など、本支援金の趣旨を踏まえご活用ください。

Q 11 実績報告の提出や精算は必要か。

A 11 本支援金については、実績報告の提出や精算は不要です。